

秋田県環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下「法」という。)、
「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)
及び「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(平成30年6月26日閣議決定。)に基づき、法第20条第1項に規定する体験の機会の場の認定及び法第21条の4に規定する環境保全に関する協定等並びに法21条の5第1項に規定する協定の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

(体験の機会の場の認定の申請)

第3条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、規則様式第7による申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付するものとする。

(認定の通知等)

第4条 前条の申請が法及び省令に掲げる認定の基準に該当すると認め、体験の機会の場として認定をしたときは、様式第1号による認定書を交付し、通知するものとする。

2 前項の認定に当たり、必要に応じて、現地調査を実施することができるものとする。

3 法第20条第7項の規定に基づき、認定をしないときは、様式第2号により、その旨を遅滞なく、当該申請者に通知するものとする。

(認定体験の機会の場の変更等の届出)

第5条 認定民間団体等は、法第20条第3項各号に掲げる事項の変更があった日から起算して原則として30日以内に、変更のあった事項に係る書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 認定民間団体等は、認定体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して原則として30日以内に、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の有効期間)

第6条 法第20条の2第1項に定める認定の有効期間は、5年間とする。ただし、体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間が5年間に満たない場合は、その期間とする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、規則様式第10による申請書を有効期間が満了する日の30日前までに知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付するものとする。

(運営の状況の報告等)

第7条 法第20条の4第1項の規定による報告は、様式第3号に別表第2に掲げる書類を添付し、毎年5月31日までに知事に提出するものとする。ただし、認定民間団体等の事業年度の末日が3月31日以外の場合は、事業年度終了後60日以内に提出するものとする。

2 認定民間団体等は、認定体験の機会の際の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、事故等が生じた日から起算して原則として30日以内に、様式第4号により知事に報告するものとする。

3 必要があると認めるときは、認定体験の機会の際及び認定民間団体等の事業所の調査を行うことができるものとする。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第20条の6第2項の規定による通知は、様式第5号によるものとする。

(協働取組の申出等)

第9条 県を相手方として法第21条の4第5項の協働取組を行おうとする者は、規則様式第11による申出書を作成し、別表第3に掲げる書類を添付のうえ、知事に提出するものとする。

(協定の届出等)

第10条 県民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該県民、民間団体等は、規則様式第12による届出書を作成し、別表第3に掲げる書類を添付のうえ、知事に届け出ることができる。

(協定の変更等の届出)

第11条 法第21条の5第2項の規定により協定の内容その他の事項が公表された届出者は、規則第18条第1項各号に掲げる事項の変更があった日から起算して原則として30日以内に、変更のあった事項に係る書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 法第21条の5第2項の規定により協定の内容その他の事項が公表された届出者は、協定を廃止した日から起算して原則として30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1

添付書類の種類	書類名
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	■住民票の写し（申請日前3か月以内のもの）
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書について申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（認定の取り消し日から2年を経過しない者）	■欠格事項に関する誓約書（別紙1）
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の実績を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■事業実績報告書（別紙2） ■収支決算書（様式任意）
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画書（別紙3） ■収支予算書（別紙4）
(6) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■「体験の機会のある場」における安全の確保を図る措置（別紙5） ■「体験の機会のある場」における土地・建物の管理状況（別紙6）
(7) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	■「体験の機会のある場」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制（別紙7）
(8) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	■参加費用及び定員に関する事項（別紙3を含む）
(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■当該地の土地公図（申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■当該地及び建物の登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■申請者が当該地の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し ■申請者が当該建物の所有権を有しない場合は、使用する

	権利を有することを証する書類の写し
(10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	<p>■実施者の同意書（別紙8）</p> <p>※ただし、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ必要</p>
(11) その他参考となるべき事項を記載した書類	<p>■申請者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙9）</p> <p>■申請者が、当該申請に係る体験の場としての土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、当該土地又は建物の所有者の同意書（別紙10）</p>

別表第2

添付書類の種類	書類名
(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況を記載した書類	<p>■前年度の事業計画書（別紙3）</p> <p>■体験の機会の場認定事業状況報告書（別紙11）</p> <p>■安全確保のための取組実績（任意様式）</p> <p>■スタッフに対する安全事前講習会の実施状況（任意様式）</p>
(2) (1)の事業に係る収支決算	■前年度の収支決算書（様式任意）

別表第3

添付書類の種類	書類名
(1) 申出者又は届出者が個人である場合は、その住民票の写し	■住民票の写し（申請日前3か月以内のもの）
(2) 申出者又は届出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<p>■株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書について申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3) その他参考となるべき事項を記載した書類	<p>■申出者又は届出者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙9）</p> <p>■協働取組に参加する者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙9）</p> <p>■協定に参加する者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙9）</p> <p>■その他知事が必要と認める書類</p>